

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金
支給規程

平成 23年1月21日

規程第1号

改正 平成 23 年 3 月 28 日規程第 5 号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター(以下「医療センター」という。)の看護業務の充実強化を図るため、医療センターにおいて常勤の助産師又は看護師(以下「看護職員」という。)として勤務することを約する学生に対して奨学金を支給することにより、その修学を容易にし、看護職員の充足に資することを目的とする。

(支給対象)

第2条 この規程に基づき奨学金の支給を受けることができる者は、学校教育法(昭和22年法律26号)に基づく大学院並びに保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく看護師等の大学、学校又は養成所(以下「学校等」という。)に在学する者で、修了後又は卒業後(以下「卒業等後」という。)、直ちに医療センターの看護職員として勤務することを希望するものとする。

(支給額等)

第3条 奨学金の支給金額は、月額70,000円とし、奨学金の支給を受けることができる者の数は、理事長が年度ごとに定めるものとする。

(支給申請)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給申請書(様式第1号)を学校等の長(大学院にあっては研究科長、大学にあっては学部長又は学科長とする。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 学校等の長は、前項の規定による申請があったときは、それらの者の学業成績等を踏まえ選考を行った後、関係書類を添えて理事長に提出するものとする。

(決定及び通知)

第5条 理事長は、前条の規定による申請があったときは、書類審査等による選考を行い、支給の可否を決定し、速やかに地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師

養成機関学生奨学金支給審査結果通知書(様式第2号)により申請者及び学校等の長に通知するものとする。

(誓約書の提出)

第6条 前条の規定により奨学金の支給の決定を受けた者は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金受給誓約書(様式第3号)を学校等の長を経由して理事長に提出しなければならない。

(支給期間)

第7条 奨学金の支給期間は、申請のあった日の属する月から在学する学校等の正規の就学期間を終了する月までとする。

(支給の取消等)

第8条 学校等の長は、奨学金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかにその旨を地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金受給者異動等届出書(様式第4号)により理事長に通知するものとする。

- (1) 奨学金の支給を辞退したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 停学その他の処分を受けたとき。
- (6) 心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、奨学金の支給の目的が達成される見込みがないと認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により通知を受けたときは、奨学金の支給を取り消し、又は停止することができる。

3 理事長は、前項の規定により奨学金の支給を取り消し、又は停止した場合は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給取消・停止通知書(様式第5号)により学校等の長を経由して受給者に通知するものとする。

(返還)

第9条 受給者は、次の各号に該当するに至ったときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して6月以内に、支給を受けた奨学金を、一括の方法により返還しなければならない。ただし、理事長が認めた場合は、分割の方法によることができる。

- (1) 奨学金の支給が取り消されたとき。
- (2) 卒業等後、直ちに医療センターの看護職員になれなかったとき又は医療センターの看護職員とならなかったとき。
- (3) 卒業等後、直ちに医療センターの看護職員となった場合において、奨学金を受けていた期間に相当する期間に達する前に退職したとき。

(返還の猶予)

第 10 条 理事長は、災害その他やむをえない事由により返還が著しく困難であると認めるときは、その返還を猶予することができる。

- 2 卒業等後直ちに医療センターの看護職員になれなかった場合、1 年後に医療センターの看護職員として勤務することを条件に、1 年間返還を猶予する。
- 3 前各項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金返還猶予申請書(様式第 6 号)を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による申請書を受理したときは、返還猶予の可否を決定し、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金返還猶予審査結果通知書(様式第 7 号)により申請者に通知するものとする。

(返還の免除)

第 11 条 理事長は、受給者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還を免除することができる。

- (1) 卒業等後、直ちに医療センターの看護職員となった場合において、医療センターの開院日を起算日として奨学金を受けていた期間に相当する期間を勤務したとき。
 - (2) 1 年間の返還の猶予を受けた後、医療センターの看護職員となった場合において、医療センターの開院日を起算日として奨学金を受けていた期間に相当する期間を勤務したとき。
 - (3) 在学中の死亡等、理事長が認めたとき。
- 2 第 9 条第 3 号の規定により奨学金の返還を行う場合、勤務した期間に相当する期間の奨学金は免除するものとする。
 - 3 前各項の規定により奨学金の返還を免除するときは、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金返還免除通知書(様式第 8 号)により受給者に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は、理事長が別に

定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 21 日から施行する。

様式第1号(第4条第1項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給申請書

年 月 日

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長 様

(申請者)

所 属

(学校・学科等名)

第 年次

学籍番号

氏 名

Ⓜ

男・女

住 所

電話番号

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給規程第4条第1項の規定に基づき、奨学金の支給を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、卒業後地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに看護職員として勤務することを希望します。

記

支給期間	年 月から 年 月まで (月間)
支給金額	月額 70,000円 × 月
	総額 70,000円

他に受けている又は受ける見込みの奨学金の有無 (有・無)

奨学金の種類	
受給期間	年 月 日 ~ 年 月 日

上記のとおり地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金の支給申請がありましたので、関係書類を添えて推薦します。

年 月 日

学校名

職 名

氏 名

印

様式第2号(第5条第1項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給審査結果通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長

年 月 日付けで申請のありました奨学金支給の選考の審査結果について下記のとおり通知します。

記

支給選考結果	<input type="checkbox"/> 奨学生として採用 (支給番号 第 号) <input type="checkbox"/> 奨学生として不採用
支給期間	年 月から 年 月まで (月間)
支給金額	月額 70,000円 × 月 総額 70,000円

様式第3号(第6条第1項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金受給誓約書

年 月 日

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長 様

支給番号 第 号
所 属

第 年次

学籍番号
ふり がな
氏 名

㊞

私は、このたび、奨学金の支給を受けることについて、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給規程に従うことを誓約します。

私は、上記の者が奨学金の支給を受けることについて誓約することに同意します。

(保護者又は親権者)

ふり がな
氏 名

㊞

生年月日

住 所

電話番号

続 柄

(連帯保証人)

ふり がな
氏 名

㊞

生年月日

住 所

電話番号

続 柄

(注)・保護者又は親権者は、奨学金受給者が未成年者の場合のみ記載するものとする。

・連帯保証人は、成年者で独立して生計を営むものとする。

様式第4号(第8条第1項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金受給者異動等届出書

年 月 日

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長 様

支給番号 第 号

所 属

第 年次

学籍番号

ふり がな
氏 名

㊞

下記のとおり異動等がありますので、届け出ます。

記

支 給 番 号	第 号
異 動 等 事 項	<input type="checkbox"/> 奨学金の受給辞退 <input type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 停学その他の処分を受けた <input type="checkbox"/> 心身の故障のため修学の見込みがない <input type="checkbox"/> その他 ()
異動等年月日	年 月 日

※上記異動等について確認

確認者

年 月 日

㊞

(注) 所属機関の事務担当者が記入

様式第5号(第8条第3項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給取消・停止通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長

貴殿は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給規程第8条第1項第 号の規定に該当するため、奨学金の支給を取り消し又は停止しましたので、下記のとおり通知します。

ついては、支給を受けた奨学金がある場合は、定められた方法等に従って下記の金額を返還してください。

記

支給取消期間	年 月から 年 月まで (年 月)
支給取消金額	月額 70,000円 × 月 総額 70,000円
支給停止期間	年 月から 年 月まで (年 月)
支給期間	年 月から 年 月まで (年 月)
支給金額	月額 70,000円 × 月 総額 70,000円
返還金額	円

様式第6号(第10条第3項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金返還猶予申請書

年 月 日

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長 様

(申請者)

所 属
氏 名

印

男・女

住 所

電話番号

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金支給規程第10条第3項の規定に基づき、奨学金の返還の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

返還猶予申請理由	<input type="checkbox"/> 看護師国家試験又は助産師国家試験に不合格となったが、次年度の国家試験合格後、医療センターに看護職員として勤務することを希望するため。 <input type="checkbox"/> 学校又は養成所を卒業できなかったが、次年度卒業し、国家試験合格後、医療センターに看護職員として勤務することを希望するため。 <input type="checkbox"/> その他 ()
支給番号	第 号
支給を受けた期間	年 月から 年 月まで (年 月)
支給を受けた金額	月額70,000円× 月 総額 円
返還猶予金額	円 (月額70,000円× 月)
返還猶予期間	年 月から 年 月まで

様式第7号(第10条第4項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金返還猶予審査結果通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長

年 月 日付けで申請のありました奨学金返還の猶予の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

返還猶予審査結果	<input type="checkbox"/> 返還猶予決定 <input type="checkbox"/> 返還猶予不決定
返還猶予該当期間	年 月から 年 月まで (年 月)
返還猶予金額	円 (月額70,000円× 月)

様式第 8 号(第 11 条第 3 項関係)

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター看護師養成機関学生奨学金返還免除通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事長

奨学金返還の免除について、下記のとおり通知します。

記

返還免除審査結果	<input type="checkbox"/> 返還免除決定 <input type="checkbox"/> 返還免除不決定
返還免除該当期間	年 月から 年 月まで (年 月)
返還免除金額	円 (月額 70,000 円 × 月)

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。